

## ～～～事務連絡のポイント～～～

### 1. 分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱い

○ステージ3相当の対策が必要な地域においては、対策実施後一定期間経過した段階で、感染状況を評価し、

＜感染が高止まりしていると評価した地域＞

- ・基本的な感染防止策の更なる徹底の要請
- ・必要に応じ、国の目安より厳しい基準を設定すること等、適切な対応の検討依頼
- ・イベント開催制限の具体的な方法は、各都道府県の判断に委ねること

＜感染拡大が継続していると評価した地域＞

- ・人数上限を5,000人以下に引き下げる等の対応の検討依頼

＜本事務連絡に基づき、イベント開催制限を厳格化する場合＞

- ・ステージ3相当の対策と同一期間までに開催されるイベントを対象にすることを基本とする
- ・新しい目安は、既存販売分には適用せず、かつ、新規販売停止まで一定の周知期間を設けることを基本とする

### 2. 催物開催時及び催物前後における感染防止策の徹底について

○イベントの開催に当たっては、催物開催時の感染リスクに加え、公共交通機関での密集や催物前後の会食等により、感染拡大リスクが高まる場合がある。

○催物開催時に、業種別ガイドラインが実践されないこと等により、大規模なクラスター等が発生することも懸念される。

○イベント参加者に対して、

- ・混雑状況の周知、
- ・駅の分散利用
- ・「5つの場面」の周知徹底
- ・イベント前後の会食等は基本的な感染防止策を徹底

・感染が広がっている地域では、普段から会ってる人等と短時間で少人数で行うことなどの具体的な感染防止策が徹底されるよう促すこと